

附属書三一A 品目別原産地規則の注釈

注釈一 一般原則

- 1 この附属書は、第三・二条1(c)に規定する附属書三一Bに定める関連する要件に関する通則を定める。
- 2 この附属書及び附属書三一Bの規定の適用上、產品を第三・二条1(c)の規定に基づく原產品とするための要件は、関税分類の変更、生産工程、非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）、最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）又はこの附属書及び附属書三一Bに定める他の要件とする。
- 3 品目別原産地規則における重量とは、材料又は產品の正味重量をいい、包装の重量を含まない。
- 4 この附属書、附属書三一B及び附属書三一Cにおける記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従つたものである。

注釈二 附属書三一Bの構成

- 1 部又は類の注は、適用される場合には、関連する部、類、項又は号の品目別原産地規則に照らして解釈される。

2 附属書三一B表二欄に定める各品目別原産地規則は、同表一欄に掲げる対応する產品について適用する。

3 一の產品は、二以上の選択的な品目別原産地規則の対象となる場合において、そのいずれかの品目別原産地規則を満たすときは、原產品とする。一の產品は、複数の要件を含む品目別原産地規則の対象となる場合には、当該複数の要件の全てを満たすときにのみ原產品とする。

4 この附属書及び附属書三一Bの規定の適用上、

- (a) 「類」とは、統一システムの関税分類番号の最初の一桁をいう。
- (b) 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。
- (c) 「部」とは、統一システムの部をいう。
- (d) 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

5 品目別原産地規則の適用上、次の略号を適用する。（注）

注 関税分類の変更の要件が特定の複数の類、項又は号からの変更について除外を定める場合には、当該類、項又は号の非原産材料は、単独又は共同で使用することができない。

- (a) 「C C」とは、いづれかの類の非原産材料からの生産（ただし、当該類には、当該非原産材料から生産された产品が該当する類を含まない。）又は当該产品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の類からの変更をいう。このことは、当該产品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の二桁番号の水準における変更（すなわち、類の変更）が行われなければならないことを意味する。
- (b) 「C T H」とは、いづれかの項の非原産材料からの生産（ただし、当該項には、当該非原産材料から生産された产品が該当する項を含まない。）又は当該产品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の項からの変更をいう。このことは、当該产品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の四桁番号の水準における変更（すなわち、項の変更）が行われなければならないことを意味する。
- (c) 「C T S H」とは、いづれかの号の非原産材料からの生産（ただし、当該号には、当該非原産材料から生産された产品が該当する号を含まない。）又は当該产品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の号からの変更をいう。このことは、当該产品の生産において使用された全ての非

原産材料について、統一システムの関税分類の六桁番号の水準における変更（すなわち、号の変更）が行われなければならないことを意味する。

注釈三 附属書三－Bの規定の適用

1 原産品としての資格を取得した产品であつて、他の产品的生産において使用されるものに関する第三・二条3の規定については、当該資格を取得した产品が使用される締約国における同一の工場内で当該資格を取得したかどうかを問わず適用する。

2 一の品目別原産地規則が特定の非原産材料を使用することができないと定める場合又は特定の非原産材料の価額若しくは重量が特定の閾値^{いき}を超えることができないと定める場合には、これらの要件は、統一システムの他の番号を掲げる品目に分類される非原産材料については、適用しない。

3 一の品目別原産地規則が产品が特定の材料から生産されなければならないことを定める場合には、この要件は、固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない。

4 完全に得られる材料に関し、第三・五条2の規定の適用上、同条6の規定に適合していることを条件として、一の品目別原産地規則が产品が完全に得られる材料から生産されなければならないことを要求する

場合において、歐州連合において完全に得られる材料は、附属書三一Cに特定する統一システムの類及び項に分類される產品の生産において使用されるときは、締約国において完全に得られる材料とみなす。この4の規定の適用上、材料が歐州連合において完全に得られるものであるかどうかを決定するに当たつては、第三・三条の規定を準用する。

注釈四 非原產材料の最大限の割合（価額に基づくもの）及び最小限の域内原產割合（価額に基づくもの）の算定

定義

1 品目別原產地規則の適用上、

- (a) 「課稅価額」とは、千九百九十四年の關稅及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定に従つて決定される価額をいう。
- (b) 「EXW」とは、次のいずれかのものをいう。
- (i) 最後の作業又は加工を行つた製造者に対して支払われた又は支払われるべき產品の工場渡しの価額。ただし、当該価額には、当該產品の生産において使用された全ての材料の価額及び要した他の全

ての費用から当該產品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る内国税を減じた額を含む。

(ii) 支払われた若しくは支払われるべき価額がない場合又は実際に支払われた価額が產品の生産に関連する全ての費用であつて、当該產品の生産において実際に要したものを作反映していない場合には、輸

出締約国における当該產品の生産において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用。

当該費用は、次のとおりとする。

(A) 販売費、一般管理費及び当該產品に合理的に割り当てることができる利益を含む。

(B) 当該產品を輸送するために要した運賃、保険料及び他の全ての費用並びに当該產品が輸出される

際に払い戻され、又は払い戻され得る輸出締約国の内国税を除く。

(c) 「FOB」とは、次のいずれかのものをいう。

(i) 產品の売手に支払われた又は支払われるべき当該產品の本船渡しの価額（輸送の方法を問わない。）。ただし、当該価額には、当該產品の生産及び締約国の輸出港への輸送において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用から当該產品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る内国税を減じた額を含む。

(ii) 支払われた若しくは支払われるべき価額がない場合又は実際に支払われた価額が產品の生産に関連する全ての費用であつて、当該產品の生産において実際に要したもの反映出していない場合には、輸出締約国における当該產品の生産及び当該輸出締約国の輸出港への輸送において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用。当該費用は、次のとおりとする。

(A) 販売費、一般管理費、当該產品に合理的に割り当てることができる利益、運賃及び保険料を含む。

(B) 当該產品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る輸出締約国の内国税を除く。

(d) 「 $\text{M}_{\text{a}}\text{xN}\text{O}\text{M}$ 」とは、百分率で表示される非原產材料の最大限の割合（価額に基づくもの）をいう。

(e) 「 RVC 」とは、百分率で表示される產品の最小限の域内原產割合（価額に基づくもの）をいう。

(f) 「 VNM 」とは、產品の生産において使用された非原產材料の価額（輸入の時の当該非原產材料の課税価額）をいい、当該產品の生産者が所在する締約国の輸入港への輸送において要した運賃、適当な場合には保険料、こん包費及び他の全ての費用を含む。当該価額が不明であり、かつ、確認することがで

がない場合には、いづれかの締約国において当該非原産材料に対して支払われた最初に確認することができる価額を用いる。

2 MAXNOM 及び RVC の算定については、それぞれ次の数式を適用する。

$$(a) \text{MAXNOM} (\%) = \frac{\text{VNIM}}{\text{EXW}} \times 100$$

$$(b) \text{RVC} (\%) = \frac{\text{FOB - VNIM}}{\text{FOB}} \times 100$$

注釈五 附屬書三一B 第五部から第七部までに規定する工程の定義
品目別原産地規則の適用上、

(a) 「生物工学的工程」とは、次のものをいう。

- (i) 微生物（細菌、ウイルス（ファージを含む。）等）又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養（細胞培養を含む。）、交配又は遺伝子の改変

- (ii) 細胞構造若しくは細胞間構造の生成、単離若しくは精製（例えば、単離された遺伝子、遺伝子断片及びプラスミド）又は発酵
- (b) 「粒径の変更」とは、產品の粒径の意図的なかつ制御された改変（破碎又は圧縮のみによるものを除く。）であつて、当該変更の結果として生ずる產品の用途に關係する特定の粒径、粒径分布又は表面積を有し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する產品を生ずるものをいう。
- (c) 「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的なものを含む。）をいう。ただし、この定義の適用上、次の工程は、化学反応とはみなさない。
- (i) 水その他の溶媒への溶解
 - (ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
 - (iii) 結晶水の追加又は除去
- (d) 「蒸留」とは、次のものをいう。
- (i) 常圧蒸留（蒸留塔において石油を石油留分に分離する工程であつて、沸点に応じて異なる石油留分

に分離液化するもの）。石油の蒸留により生産される产品には、液化石油ガス、ナフサ、ガソリン、

灯油、ディーゼル油又は暖房油、軽質の軽油及び潤滑油を含めることができる。

(ii) 減圧蒸留（常圧よりも低い気圧で行われる蒸留（分子蒸留に分類される低圧で行われるもの）を除く。）。減圧蒸留は、軽質から重質までの減圧軽油及び残渣さ油を生産するため、沸点が高く、かつ、熱に反応しやすい材料（石油に含まれる重質留分等）の蒸留に使用される。

(e) 「異性体分離」とは、異性体の混合物からの異性体の単離又は分離をいう。

(f) 「混合及び調合」とは、専ら所定の仕様と合致させるための材料の意図的なかつ比例して制御された混合又は調合（分散を含み、希釈剤の添加を除く。）であつて、その結果として、产品の用途に関係し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する产品の生産が行われるものをいう。

(g) 「標準物質の生産」（標準溶液の生産を含む。）とは、分析、校正又は参照のための使用に適する調製品であつて、正確な純度又は比率を有するものとして製造者により証明されるものの生産をいう。

(h) 「精製」とは、存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程をいう。

注釈六 附属書二一B第十一部において使用する用語の定義

品目別原産地規則の適用上、

(a)

「人造纖維の短纖維」とは、第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項の合成纖維又は再生纖維若しくは半合成纖維の長纖維のトウ、短纖維又はくずをいう。

(b)

「天然纖維」とは、合成纖維並びに再生纖維及び半合成纖維以外の纖維をいう。天然纖維（そのくずを含む。）の使用は、紡績を行う前の段階に限るものとし、別段の定めがある場合を除くほか、カーボ、コームその他の加工をした纖維であつて紡績をしていないものを含む。

「天然纖維」には、第〇五・一一項の馬毛、第五〇・〇二項及び第五〇・〇三項の絹、第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の羊毛の纖維及び纖獸毛又は粗獸毛、第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の綿の纖維並びに第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項のその他の植物性纖維を含む。

(c)

「なせん」とは、スクリーン、ローラー、デジタル又は転写の技術を用いて、紡織用纖維の基材に対して客観的に評価される機能（色、デザイン、技術的性能等）を恒久的性質として与える技術をいう。

「なせん（独立の作業）」とは、スクリーン、ローラー、デジタル又は転写の技術を少なくとも二の

準備又は仕上げの工程（精練、漂白、マーセライズ加工、ヒートセット、起毛、カレンダー仕上げ、防縮加工、永久加工、デカタイジング（蒸じゅう）、染み込ませ、補修、シャーリング（剪せん毛）、毛焼き、エアー・タンブラー加工、乾燥幅出し機による加工、縮じゅう、蒸気による収縮加工、ウェットデカタイジング（煮じゅう）等）と組み合わせて用いて、紡織用纖維の基材に対して客観的に評価される機能（色、デザイン、技術的性能等）を恒久的性質として与える技術をいう。ただし、生産において使用された全ての非原産材料の価額が產品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えないことを条件とする。

注釈七 二以上の基本的な紡織用纖維を含む產品について適用される許容限度

1 この注釈の適用上、基本的な紡織用纖維とは、次のものをいう。

- (d) 繊獸毛
- (c) 粗獸毛
- (b) 羊毛
- (a) 絹

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|-------------------------------|---------|------------------------------|--------------------------|---------------------|-------------------------------|-----|-----|----------|-----|-----|-----|
| (q) | (p) | (o) | (n) | (m) | (l) | (k) | (j) | (i) | (h) | (g) | (f) | (e) |
| ポリエスチルの人造纖維の短纖維（合成纖維のものに限る。） | ポリプロピレンの人造纖維の短纖維（合成纖維のものに限る。） | 導電性の長纖維 | 人造纖維の長纖維（再生纖維又は半合成纖維のものに限る。） | ココヤシ、アバカ、ラミーその他の植物性紡織用纖維 | サイザルその他のアグーブ属の紡織用纖維 | ジユートその他の紡織用鞆皮纖維 ^{じん} | 大麻 | 亜麻 | 製紙用原料及び紙 | 綿 | 馬毛 | |

- (r) ポリアミドの人造纖維の短纖維（合成纖維のものに限る。）
(s) ポリアクリロニトリルの人造纖維の短纖維（合成纖維のものに限る。）
(t) ポリイミドの人造纖維の短纖維（合成纖維のものに限る。）
(u) ポリテトラフルオロエチレンの人造纖維の短纖維（合成纖維のものに限る。）
(v) ポリフェニレン硫化物の人造纖維の短纖維（合成纖維のものに限る。）
(w) ポリ塩化ビニルの人造纖維の短纖維（合成纖維のものに限る。）
(x) その他の人造纖維の短纖維（合成纖維のものに限る。）
(y) ビスコースレーヨンの人造纖維の短纖維（再生纖維又は半合成纖維のものに限る。）
(z) その他の人造纖維の短纖維（再生纖維又は半合成纖維のものに限る。）
(aa) ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンپ
ヤーンであるかないかを問わない。）
(bb) ポリエステルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンپ
ヤーンであるかないかを問わない。）

(cc) アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムの芯（アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。）から成るストリップであつて、幅が五ミリメートル以下のもののうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの間に挟まれたものを組み込んだ第五六・〇五項（金属を交えた糸）の產品

第五六・〇五項のその他の產品

(dd) ガラス纖維
(ee) 金属纖維
(ff) 金属纖維

2 産品の生産において使用される非原産である基本的な紡織用纖維については、附屬書三一Bにおいてこの注釈に言及する場合には、同附属書表二欄に定める要件は、許容限度として、適用しない。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たすことを条件とする。

- (a) 産品が二以上の基本的な紡織用纖維を含むこと。
- (b) 非原産である基本的な紡織用纖維の総重量が生産において使用される全ての基本的な紡織用纖維の重量の十パーセントを超えないこと。

例えば、第五一・〇七項の羊毛製の毛糸、第五五・〇九項の合成纖維の短纖維の糸及び基本的な紡織用纖維以外の材料を含む第五一・一二項の羊毛製の毛織物については、附属書三一B表二欄に定める要件を満たさない非原産である羊毛製の毛糸若しくは合成纖維の短纖維の糸又はこれらの組合せを、これらの総重量が全ての基本的な紡織用纖維の重量の十パーセントを超えないことを条件として、使用することができ

る。

3 2(b)の規定にかかわらず、「ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンピヤーンであるかないかを問わない。）」を含む產品については、許容限度の最大限の割合は、二十パーセントとする。ただし、その他の非原産である基本的な紡織用纖維は、十パーセントを超えてはならない。

4 2(b)の規定にかかわらず、「アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムの芯（アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。）から成るストリップであつて、幅が五ミリメートル以下のもののうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの間に挟まれたもの」を含む產品については、許容限度の最大限の割合は、三十パーセントとする。ただし、その他の非原産であ

る基本的な紡織用纖維は、十パーセントを超えてはならない。

5 第五一・〇六項から第五一・一〇項まで及び第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の產品については、非原産である人造纖維を天然纖維の紡績の工程において使用することができる。ただし、当該人造纖維の總重量が產品の重量の四十パーセントを超えないことを条件とする。

注釈八 特定の紡織用纖維を用いた產品に適用される他の許容限度

1 紡織用纖維を用いた產品の製造に当たり、附屬書三一Bにおいてこの注釈に言及する場合には、同附屬書表二欄に定める要件を満たさない非原産である紡織用纖維（裏地及び芯地を除く。）を使用することができます。ただし、当該非原産である紡織用纖維が当該產品が該当する項以外の項に分類されること及び当該非原産である紡織用纖維の価額の總額が当該產品のEXW又はFOBの八パーセントを超えないことを条件とする。

2 第六一類から第六三類までの各類に分類される產品が原產品であるかどうかを決定するに当たり、当該產品について適用される附屬書三一B表二欄に定める品目別原產地規則は、当該產品の関稅分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該產品についての品目別原產地規則に

定める生産工程の要件又は関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

3 附属書三一B表二欄に定める要件が非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）から成る場合には、非原産材料の価額の算出に当たっては、第五〇類から第六三類までの各類に分類されない非原産材料の価額を考慮する。